

令和5年度 労働行政のあらまし



目次

令和5年度千葉労働局行政運営基本方針	 1
令和5年度の重点施策	 1

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援と個人の主体的なキャリア形成の促進等

◎ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進	 2
◎ 学び直しの環境整備など個人の主体的なキャリア形成の推進	 2
◎ 安心して挑戦できる労働市場の創造	 3

多様な人材の活躍促進と安全で健康に働くことができ多様な選択を力強く支える環境整備

◎ 多様な人材の活躍促進	 4
◎ 安心して健康に働くことができ多様な選択を力強く支える環境整備	 9

労働局・労働基準監督署・公共職業安定所等のご案内

千葉労働局の組織と業務	 13
労働関係相談先一覧	 14
千葉労働局の所在地連絡先一覧	 15
労働基準監督署・ハローワーク管轄区域	 18
労働基準監督署・ハローワークの所在地連絡先一覧	 背表紙



厚生労働省 千葉労働局

千葉労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>



令和5年度千葉労働局行政運営基本方針

すべての人が安心、安全、安定して働ける社会(ちば)をめざして

【運営方針の視点】

千葉労働局では、中小企業等が賃上げしやすい環境整備のため、最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む事業主に対する支援を行うとともに、個人が自律的、主体的にキャリア形成できる環境整備のため、学び直しの促進、成長分野等への円滑な労働移動の促進を図ります。

また、あらゆる人がその能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性、新規学卒者、フリーター、就職氷河期世代、年齢の高い方、障害のある方、外国の方などの就業環境の整備や就労支援等に努めます。

さらに、働き方改革を着実に実行し深化させるため、総合的なハラスメント対策を推進し、長時間労働の抑制及びウィズコロナ・ポストコロナの「新しい働き方」の実現等に向けて、中小企業・小規模事業者等への支援を進めるとともに、安全で健康に働くことができる環境づくりに努めます。

これらの取組を県・市町村及び労使をはじめ関係団体等と連携を図りながら、地域に密着した労働行政を展開していきます。

【最重点施策】

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援と個人の主体的なキャリア形成の促進等

◎ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する助成金による支援等を行うとともに、最低賃金の決定や周知及び履行確保を図ります。

また、同一労働同一賃金の遵守を徹底します。

◎ 学び直しの環境整備など個人の主体的なキャリア形成の推進

デジタル分野等の人材育成、社会全体で学び直しを促進するための環境を整備するとともに、成長分野等への円滑な労働移動が可能となるよう支援します。

◎ 安心して挑戦できる労働市場の創造

労働市場の強化・見える化の促進を図るとともに、ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化を推進します。また、個々のニーズに応じた、きめ細かなキャリアサポート・就職支援を継続的に進めていきます。さらに、人材確保が求められる分野への確保支援を積極的に実施します。

多様な人材の活躍促進と安全で健康に働くことができ多様な選択を力強く支える環境整備

◎ 多様な人材の活躍促進

仕事と家庭の両立支援の取組を促進するとともに、女性、新規学卒者、フリーター、就職氷河期世代、年齢の高い方、障害のある方、外国の方などの多様な人材の活躍促進に向けて、就業環境の整備や就労支援等に努めます。

◎ 安全で健康に働くことができ多様な選択を力強く支える環境整備

テレワークの定着促進、ワーク・ライフ・バランスの促進、長時間労働の抑制、労働災害の防止対策、総合的なハラスメント対策など労働者が安全で健康に働くことができ、柔軟な働き方がしやすい環境の整備を図ります。

令和5年度の重点施策

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援と個人の主体的なキャリア形成の促進等

◎ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する助成金による支援等を行うとともに、最低賃金の決定や周知及び履行確保を図ります。また、同一労働同一賃金の遵守を徹底します。



使用者も 労働者も 必ず確認 最低賃金！

最低賃金件名	時間額	年 月 日
千葉県最低賃金	984円	令和4.10.1

特定最低賃金については千葉県労働局ホームページへ！

千葉県労働局 検索

最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

○最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

- 業務改善助成金の支給を通じ、賃金の引上げを支援します。
- 千葉働き方改革推進支援センターによるワンストップ窓口において、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援と同様にきめ細かな支援を行います。
- 「パートナースhipによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。あわせて、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等がわかる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

○最低賃金制度の適正な運営

- 経済動向及び地域の実情（新型コロナウイルス感染症による影響を含む。）などを踏まえつつ、千葉県最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- 最低賃金額の改定及び業務改善助成金について、使用者団体、労働者団体に加え当局との働き方改革推進包括協定を結ぶ金融機関に労働局が直接訪問し、傘下企業への周知要請を行うとともに、管内54市町村に対し広報誌及びホームページへの掲載依頼を行い、周知徹底を図ります。
- 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

○同一労働同一賃金の遵守徹底

- 監督署による定期監督等において短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等室又は職業安定部による同一労働同一賃金に係る是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

◎ 学び直しの環境整備など個人の主体的なキャリア形成の推進

デジタル分野等の人材育成、社会全体で学び直しを促進するための環境を整備するとともに、成長分野等への円滑な労働移動が可能となるよう支援します。

● 人への投資

人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成の促進

○令和4年4月創設「人への投資コース」（令和4～6年度期間限定助成）

- デジタル分野の人材育成訓練（高度デジタル人材育成、IT分野未経験の即戦力化）に取り組む事業主に対し、経費助成（最大75%）、訓練期間中の賃金助成（最大960円/時間）での支援を行います。
- サブスクリプション型研修サービスによる訓練、労働者が自発的に受講する訓練等に取り組む事業主に対し、訓練経費助成（最大60%）での支援を行います。

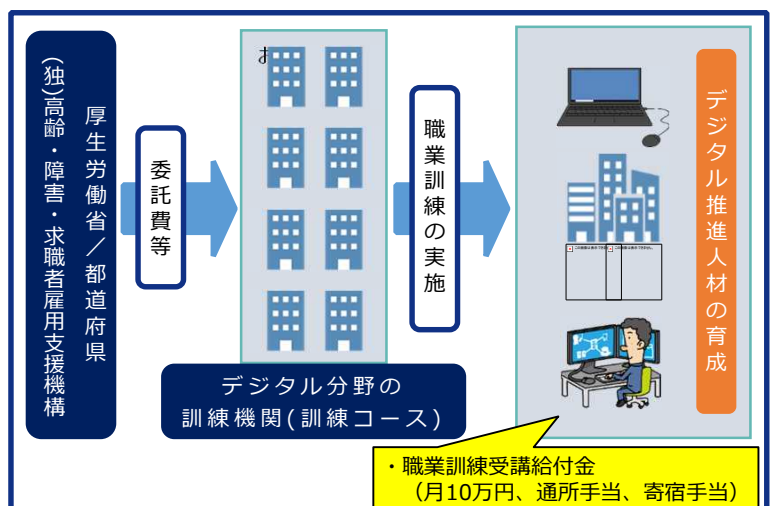
○令和4年12月創設「事業展開等リスクリング支援コース」

- 「デジタル・DX化」、「グリーン・カーボンニュートラル化」取組や「新規事業の立ち上げ」等に伴う人材育成のための訓練等に取り組む事業主に対し、訓練経費助成（最大75%）や訓練期間中の賃金助成（最大960円/時間）を通して、費用面での支援を行います。

デジタル推進人材の育成

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対して、①デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースの委託費等の上乗せ、②企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを行うほか、③オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。

さらに、中小企業等の在職者に対するDX人材育成を推進するため、生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）を活用して、④DXに対応した生産性向上支援訓練機会を提供する。



● 賃金上昇を伴う労働移動の支援

雇用の維持、継続に向けた支援

雇用調整助成金により、引き続き休業のほか、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。

経済活動の再開に向けた活動が活発になるなかで、コロナの影響の長期化により、一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られており、そのため、人材の有効活用の観点から、産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層推進します。

地域の課題に対応し良質な雇用の実現を図る千葉県取組等の支援

地域雇用の課題に対応するため、平成28年8月4日に締結した「千葉県雇用対策協定」に基づき、千葉県と千葉労働局が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行います。

また、多様な人材の活躍促進や障害者雇用の促進等の課題に対しては知事との連名で要請を行うとともに、「千葉県ジョブサポートセンター」において、千葉県と千葉労働局が一体となって、総合的な雇用対策にワンストップで取り組みます。

【経済団体及び事業所への要請】

知事、教育長、千葉労働局長の三者連名により、県内の経済団体及び事業所に対し、採用や雇用環境の改善に関する文書要請を行っています。

＜令和4年度 要請内容＞

- 従業員の雇用の維持
- 新卒者等の積極的な採用及び採用活動における多様な手法の活用
- 多様な人材の活躍推進及び支援サービスの利活用
- 多様な働き方を実現できる労働環境の整備

【千葉県ジョブサポートセンター】

主に中高年や子育て中の女性の再就職の促進及び就職後の定着を図るため、国の職業相談・職業紹介と千葉県の生活・就労相談を一体的に実施することにより、就業に係る総合的な支援をワンストップで実施しています。

- 県：生活就労相談、キャリア・コンサルティング、セミナー等
- 国：職業相談・職業紹介、求人情報・労働市場情報の提供 等

◎ 安心して挑戦できる労働市場の創造

労働市場の強化・見える化の促進を図るとともに、ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化を推進します。また、個々のニーズに応じた、きめ細かなキャリアサポート・就職支援を継続的に進めていきます。さらに、人材確保が求められる分野への確保支援を積極的に実施します。

● 労働市場の強化・見える化

ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及びきめ細かな担当者制支援

オンラインによる職業相談、就職支援セミナーのオンライン配信、SNSを活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようオンラインサービスの向上を図ります。

また、非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、「早期再就職支援コーナー」を設置し、担当者制による求職者の置かれた状況に応じた早期再就職支援を実施します。

《「早期再就職支援コーナー」における主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング等

「早期再就職支援コーナー」設置ハローワーク

【千葉、市川、木更津、茂原、松戸、船橋、成田、千葉南】

医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

医療、介護等の雇用吸収力の高い分野において人材不足が深刻化しているため、介護分野向け職業訓練の充実、ハローワーク等における専門的な人材確保支援の拡充を図ります。

「人材確保対策コーナー」（愛称：人材サービスコーナー）による支援

1 人材不足分野のマッチング

「人材確保対策コーナー」（千葉、松戸、船橋、成田の各ハローワークに設置）を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。

また、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた指導等による重点的なマッチング支援を実施します。

求職者への支援

⇒ 就職支援ナビゲーター等による支援

- 労働市場、求人情報等雇用関係情報の提供
- 応募書類の作成支援、求人の選定や面接準備支援
- 各種イベントの実施
- 職業訓練の受講あっせん

求人者への支援

⇒ 就職支援コーディネーター等による支援

- 雇用管理改善の相談、魅力ある求人づくりのための記載内容の助言求人充足プランの策定
- 求職者への求人票の提供、応募勧奨
- 各種イベントの実施

関係団体による巡回相談の実施

千葉県福祉人材センター及びナースセンターと連携し、ハローワーク内や合同就職面接会等に特設相談ブースを設置

医療・福祉分野充足促進プロジェクト

早急の充足が必要な未紹介または未充足求人へ求職者ニーズを踏まえたフォローアップを徹底する。

成田空港地域における人材支援

成田空港地域においては、航空需要の回復や空港機能強化に向けて人材確保が課題となっております。

このため、令和2年12月に成田国際空港株式会社と締結した包括連携協定に基づき、成田空港内に設置された「ナリタJOBポート」も活用し、関係機関と連携して、人材確保支援を積極的に実施します。

＜雇用相談窓口「ナリタJOBポート」支援メニュー＞

【企業向け支援】（毎週水曜日）

- 担当：千葉働き方改革推進支援センター（労働局委託事業）
- ・各種助成金相談
 - ・副業・兼業に関する就業規則等作成（変更）のアドバイス
 - ・在籍出向に関する就業規則等作成（変更）のアドバイス

【従業員向け支援】（毎週火曜日）

- 担当：ハローワーク成田
- ・職業相談、求人情報提供等
 - ・応募書類作成及び面接準備のための支援
 - ・ハロートレーニング（公的職業訓練）情報提供
 - ・ミニ面接会、会社説明会の実施

多様な人材の活躍促進と安全で健康に働くことができ多様な選択を強く支える環境整備

◎ 多様な人材の活躍促進

仕事と家庭の両立支援の取組を促進するとともに、女性、新規学卒者、フリーター、就職氷河期世代、年齢の高い方、障害のある方、外国の方などの多様な人材の活躍促進に向けて、就業環境の整備や就労支援等に努めます。

● 賃金上昇を伴う労働移動の支援

女性活躍・男性の育児休業取得の促進

○女性活躍

- 令和4年7月8日に施行された女性活躍推進法に基づく改正省令により 常時雇用する労働者数301人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、着実に履行確保を図ります。
- 企業が行動計画や自社の女性活躍に関する情報を公表するために設けている「女性の活躍推進企業データベース」への登録を促します。
- 「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定について周知するとともに、取得促進の働きかけを行います。

＜女性活躍推進企業の認定マーク＞ 「えるぼし」、「プラチナえるぼし」

＜1段階目＞



＜2段階目＞



＜3段階目＞







「えるぼし」認定・「プラチナえるぼし」認定企業
一覧はこちら

「えるぼし」33社 「プラチナえるぼし」2社（令和5年1月末現在）

○男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

- 令和5年4月1日より施行される1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行を図ります。
- 出生時育児休業制度（産後パパ育休制度）のほか「パパ・ママ育休プラス」「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、労働局が収集した事例を提供するなどあらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用を図ります。
- 介護離職を予防するための企業の取組の全体像を示した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及、新型コロナウイルス感染症への対応として家族の介護をする労働者に有給の休暇を取得させた事業主等に対する両立支援等助成金の活用促進等により、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。
- 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を実施した事業主や育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を実施した事業主等に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、労働者101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定取得促進に向けた働きかけを積極的に行います。

＜「子育てサポート企業」としての認定マーク＞

くるみん



トライ
くるみん
(R4.4～)



プラチナ
くるみん



プラチナ
くるみん
プラス
(R4.4～)





「くるみん」、「
「プラチナくるみん」
など認定企業一覧は
こちらから

「くるみん」79社 「プラチナくるみん」11社 「プラチナくるみんプラス」2社（令和5年1月末現在）

○不妊治療と仕事の両立支援、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への支援

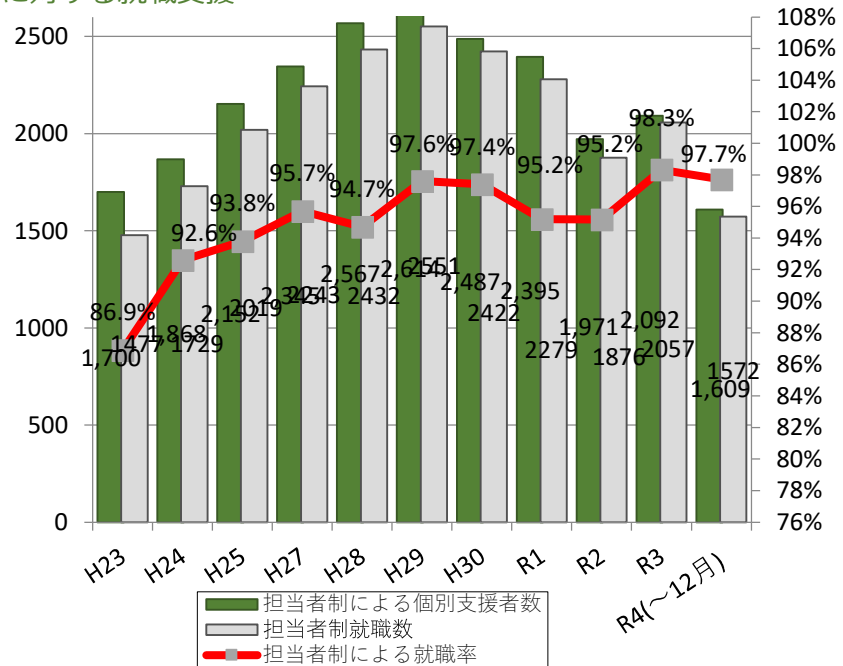
- 令和4年度より創設される不妊治療と仕事の両立支援に関する「くるみんプラス」認定制度の活用を促すとともに、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」等について、あらゆる機会を捉えて周知します。
- 不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する各種助成金を活用し、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備のための周知啓発を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえて改正された「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金の支給等により、妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得することができる職場環境整備の推進を図ります。

○マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズハローワーク、マザーズコーナー）において、個々の求職者のニーズに応じた就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進します。



「マザーズハローワークちば」によるセミナーの様子

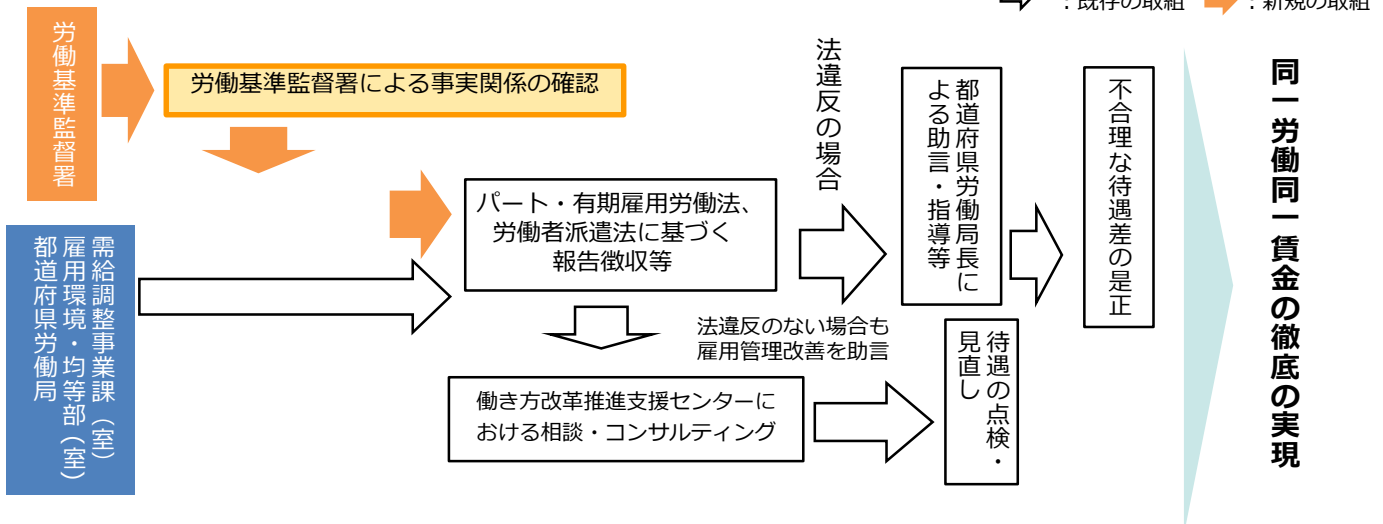


同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- 労働基準監督署から提供された情報に基づき、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を実施し、法の着実な履行確保を図ります。
- 同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を実施することなどにより、非正規雇用労働者の待遇改善にかかる事業主の取組機運の醸成を図ります。
- 「千葉働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関や本省が実施する委託事業と連携を図りつつ、社会保険労務士等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。
- 無期転換ルールについて、労使双方に対する認知度向上のための周知を引き続きを行います。

⇒ : 既存の取組 ➡ : 新規の取組



○改正職業安定法の施行及び監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守

➤令和4年10月に施行された求人等に関する情報の確かな表示、特定募集情報等提供事業者の届出及び募集情報等提供事業者の優良認定制度等の周知を実施します。

また、監督署による定期監督等における派遣先事業主の同一労働同一賃金の履行状況の確認により労働者派遣法違反を把握し、またはその疑いのある派遣先事業主及び派遣元事業主の指導監督を実施します。

「派遣労働者相談窓口」

「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口

千葉労働局 職業安定部 需給調整事業課 043-221-5500

新規卒卒等への就職支援

就職支援ナビゲーター（千葉・松戸・船橋の新卒応援ハローワーク等に配置）が、担当者制によるきめ細かな個別支援を行うとともに、就職活動開始前の学生等に対しても早期に就職支援を実施します。

更に、コミュニケーション等に課題を抱える新規卒卒等に対しては、就職支援ナビゲーター、雇用トータルサポーター、公認心理師又は臨床心理士等で構成された特別支援チームを活用し、就職実現までの一貫した支援を行います。

また、若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度について、地域において認知度の高い中小企業、雇用管理の状況が優良な中小企業等を重点に、認定の取得勧奨を積極的に行うとともに、同制度及び同認定企業に関し新卒者をはじめとする若者に対し、積極的な情報発信や重点的なマッチング等に取り組みます。

○就職支援ナビゲーターによる支援

【未内定の学生・未就職卒業者等への支援】

- 新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施
- 大学等と一体となった就職支援の実施
- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等

【就職活動が特に困難な学生等への支援】

- 新卒応援HWにおける特別支援チームが大学等に出向き、支援対象者に対してチーム支援を実施

【早期離職のリスクを抱えた学生等への支援】

- 高校等との連携による、早期離職のリスクを抱える高卒就職者、離職者の把握、支援対象者への能動的なアプローチ（就職者の場合、就職先企業への助言等を含む）
- 企業に対する、求人条件緩和指導・未充足求人への積極的マッチング等の重点的な支援
- 内定取消しや入職時期の繰り下げ等にあった学生等への相談、個別求人開拓等



ユースエール認定企業一覧はこちらから



<労働局・ハローワーク>



連携

<大学等>



就職支援ナビゲーターによる個別支援



就職！



ハローワークにおける専門窓口の拡充、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

不安定就労者一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置（ハローワーク千葉・松戸・船橋）して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施します。

ハローワークに誘導
（広報の実施、関係機関との連携等）

ハローワークにおけるチーム支援

就職

定着支援

就職氷河期世代の不安定就労者

（広報による誘導）



（関係機関（サポステ等）からの誘導）



- ・企業に評価される職務経歴が乏しい
- ・正社員就職のためのスキルが足りない
- ・スキルを高めるための時間がない
- ・今後の生活プランが立てられない
- ・自分に自信がない
- ・自分にできる求人がない 等



チーム構成員が連携して伴走型支援を実施



就職



定着に向けた雇入れ企業支援

千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援等

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において策定した事業実施計画に基づき、企業や求職者向けのセミナーの実施（民間委託）など、地域に対応した支援を行います。また、千葉労働局ホームページに開設した「就職氷河期世代支援特設ページ」はじめ、様々なルートを通じて、各種支援策やイベント・セミナー等の情報を発信します。

＜令和4年度参考＞

企業向けオンラインセミナー・・・令和4年8月2日・11月1日開催

求職者向けオンラインセミナー・・・令和4年6月25日・9月17日・12月4日・令和5年2月25日開催

オンライン職場見学会・・・令和5年2月14日・2月22日開催

千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員

I. 行政機関・地方自治体

千葉労働局（事務局）
千葉県（事務局）
関東経済産業局
千葉市長会
千葉県町村会

II. 経済団体・労働団体

（一社）千葉県経営者協会
（一社）千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会
千葉県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会 千葉県連合会

III. 支援機関・団体

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
ちば地域若者サポートステーション
（公財）千葉県産業振興センタージョブカフェちば
NPO法人 K H J 千葉県なの花会
千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク

各界一体となった就職氷河期世代活躍促進

＜推進体制・進捗管理＞

千葉県 P F 事務局において、取組等の進捗状況の把握及び管理を行い、千葉県 P F 会議に報告の上、公表する。また、福祉と就労をつなぐ地域におけるネットワークや市町村 P F との連絡・調整に努め、広域的な課題への対応や必要な情報提供等を行う。

支援が必要な方へ取組を知ってもらい、広く活用してもらうことを目指す。

企業をはじめ県内の気運醸成を図り、就職氷河期世代の活躍の機会が広がることを目指す。

高齢者の就労・社会参加の促進

○70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業を支援します。また、65歳超雇用推進プランナー等と連携した提案型の相談・援助による支援を行います。

○生涯現役支援窓口における高齢求職者等に対する再就職支援

県内11箇所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再構築に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を強化するとともに、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進します。

○高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

＜エイジフレンドリーガイドライン＞



障害者の就労促進

○中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

- ・ ハローワークと地域の関係機関が連携したチーム支援等を実施し、障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。
- ・ 「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定）」の周知・啓発により、障害者雇用の促進を図ります。

○精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

ハローワークに専門の担当者を配置し、多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

○障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

事業主の理解の促進を通じ、障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図ります。

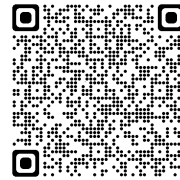
○公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

公務部門に雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、ハローワークにおいて、障害特性に応じた個別支援、障害者に対する理解促進のための研修等を行います。

※「もにす認定」とは

共に進む（ともにすすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し名付けられました。

また、認定マークの「もにす」は、障害者である一般の方のデザインが採用され障害者を企業が丸く優しく包み込み、多様性を受け入れ、「共に社会貢献していこう！」という前向きな想いを表したキャラクターです。

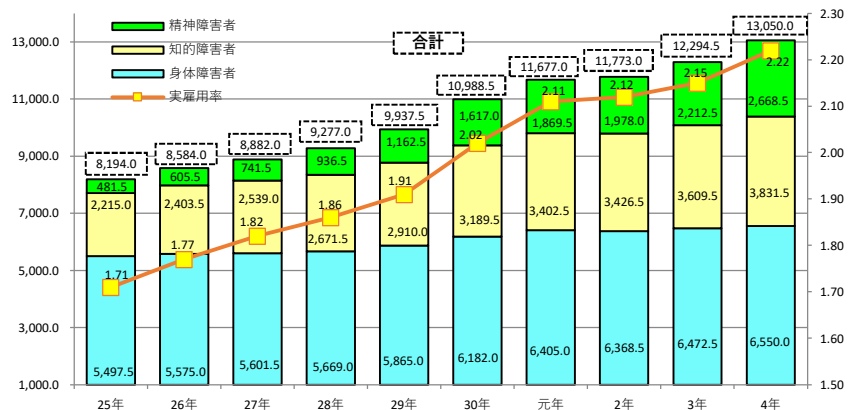


（もにす認定事業主一覧はこちらから）

「もにす認定（※）」は、千葉では7社が取得しています。（令和5年2月末現在）



千葉県内民間企業における障害者雇用状況の推移
（各年6月1日現在）



外国人に対する支援

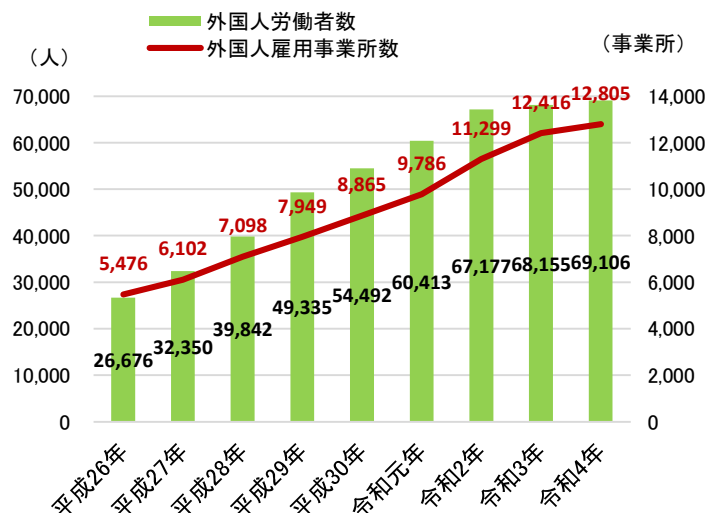
○外国人求職者等に対する就職支援及び多言語相談支援体制の整備

- ・ 外国人求職者等に対する相談支援等を行うとともに、日系人等の定住外国人を対象にした、外国人就労・定着支援研修を実施します。
- ・ 外国人雇用サービスコーナーに通訳員を配置するとともに、多言語音声翻訳機器等の活用等多言語による相談体制を整備します。

○外国人労働者の適正な雇用管理に関する企業への助言・援助等

- ・ 事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助を行うとともに、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組に対する助成（人材確保等支援助成金）を行います。
- ・ 外国人労働者に係る労働相談に対応するため、英語、中国語及びベトナム語で対応できるようにするとともに、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視覚教材等の周知により、労働災害防止対策を推進します。

<外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移>



◎ 安全で健康に働くことができ多様な選択を力強く支える環境整備

テレワークの定着促進、ワーク・ライフ・バランスの促進、長時間労働の抑制、労働災害の防止対策、総合的なハラスメント対策など労働者が安全で健康に働くことができ、柔軟な働き方がしやすい環境の整備を図ります。

柔軟な働き方がしやすい環境整備

- 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行う。
- 「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を中小企業事業主に最大限活用されるよう周知を図る。
- フリーランスの方から発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなどの対応を行う。
- 副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう、支援アプリ「マルチジョブ健康管理ツール」の周知を行う。
- 選択的週休3日制度に係る企業の好事例の紹介を行う。

令和4年4月1日改正 中小企業事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主（※）を支援します！

※ テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主の方が対象です。

助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用
※ 以下のテレワーク用サービス利用料も助成対象となります。
 - リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
 - 仮想デスクトップサービス
 - クラウドPBXサービス
 - Web会議等に用いるコミュニケーションサービス
 - ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

参考：「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」

長時間労働の抑制及び労働条件の確保・改善対策

○労働時間縮減への取組支援

監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、改正労働基準法等の周知を中心とした相談・支援などを行います。

○労働時間縮減等に向けた取組

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、以下の支援等を行います。

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 「千葉働き方改革推進支援センター」における窓口相談、個別訪問支援、セミナー等、きめ細かな支援
- 働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等

○長時間労働の抑制に向けた監督指導の実施

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対して監督指導を実施します。

○時間外労働の上限規制適用猶予業種等への支援

時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた業種等に対し、令和6年4月からの適用に向けた支援に取組んでいきます。

- ❑ 自動車運転者につき、新改善基準周知のための説明会を開催するとともに、新たに編成した「荷主特別対策チーム」により、トラック運転者の恒常的な長時間の荷待ちを発生させないよう発着荷主等に対して要請・働きかけを行っていきます。
- ❑ 建設業につき、地方整備局等と連携し、長時間労働削減に向けた発注者への働きかけを行っていきます。
- ❑ 千葉県医療勤務環境改善支援センターと連携し、宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対してきめ細かく対応していきます。

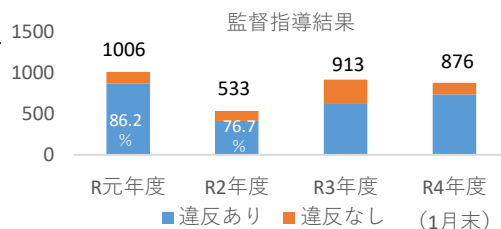
○法定労働条件の確保等

- ❑ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく必要な対応を行います。
- ❑ 基本的労働条件の枠組み等の確立を図らせ、定着させるため、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。
- ❑ 労働時間を適正に把握するためのガイドラインに基づいた労働時間管理が行われず、賃金不払残業が認められた場合は、是正指導を行います。

○特定労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者及び障害者である労働者等の法定労働条件を確保するため、関係機関と連携し、労働基準関係法令の周知等を図り、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導等の必要な対応を行います。

長時間労働が疑われる事業場に対する



千葉労働局ホームページ>働き方の推進特集ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/roudoukyoku/_121269.html



勤務間インターバル制度の導入促進等

- 勤務間インターバル制度について、導入マニュアルや働き方改革推進支援助成金を活用して導入促進を図ります。
- 大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止について、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発を行います。

年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

- 年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底を図ります。
- 時間単位年次有給休暇の導入促進を行います。
- 10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行います。
- 病気休暇、ボランティア休暇等の特別休暇についても、企業への導入を図ります。



新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト



総合的なハラスメント対策の推進

- 12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、職場におけるハラスメントの防止措置等についての周知啓発を集中的に実施します。
- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主を指導すること等により引き続き法の着実な履行確保を図ります。
- カスタマーハラスメントの防止対策を推進させるため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用し、企業の取組を促します。
- 総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図り、紛争調整委員会によるあっせんや調停等の紛争解決援助制度等の活用により、早期の解決を促進します。



代表的なパワハラと言動6類型

- ① ひどい暴言・侮辱
- ② 暴行・傷害
- ③ 仲間外し・無視
- ④ 業務上明らかに不要なこと・不可能なことの強制
- ⑤ 合理性なく経験とかけ離れた程度の低い仕事の指示、仕事を与えない
- ⑥ 私的なことへの過度の立ち入り

職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置

- ① 職場のハラスメントは許さないという方針を明確に示す
- ② 相談窓口を設置し相談体制を整える
- ③ 問題が起きた際、迅速かつ適切に対応する
- ④ 相談対応などでプライバシーの保護、不利益な取扱いを行わない

14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画（計画期間：2023年度～2027年度）により、労働災害防止を図ります。



【事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等】

- 自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとってプラスになることを周知し、社会的に評価される環境を整備します。
- 増加傾向にある労働災害の問題を、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくことを目的に設立された+SAFEコンソーシアムへの加盟勧奨を図るとともに、各種支援策の活用勧奨を図ります。
- 発注者等において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないことや安全衛生対策経費の確保の必要性について周知を図ります。

【作業行動に起因する労働災害の防止】

- 転倒、腰痛などの行動災害について、労使が災害防止対策を講ずべきリスクであることを認識し協力して取り組むよう指導、周知します。
- 「千葉県小売業+SAFE協議会」及び「千葉県介護施設+SAFE協議会」を活用して行動災害防止対策を検討し、好事例を収集して発信します。



【業種別労働災害の防止】

- 陸上貨物運送事業については、荷役作業における労働災害等を防止するため、荷主等も含めて荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく取組を促進します。
- 建設業については、墜落・転落災害防止のための取組を促進します。
- 製造業については、機械のはさまれ、巻き込まれ災害防止のための取組を促進します。

【労働者の健康確保対策】

- 長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策への取組が適切に行われるよう指導します。
- 事業場における産業保健活動の取組を促進します。

【新たな化学物質規制の周知】

- 新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令等の周知を図ります。
- SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施、その結果に基づく自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう指導を行います。
- 呼吸用保護具の適正な使用のため、フィットテストの円滑な導入に向けた周知を図ります。

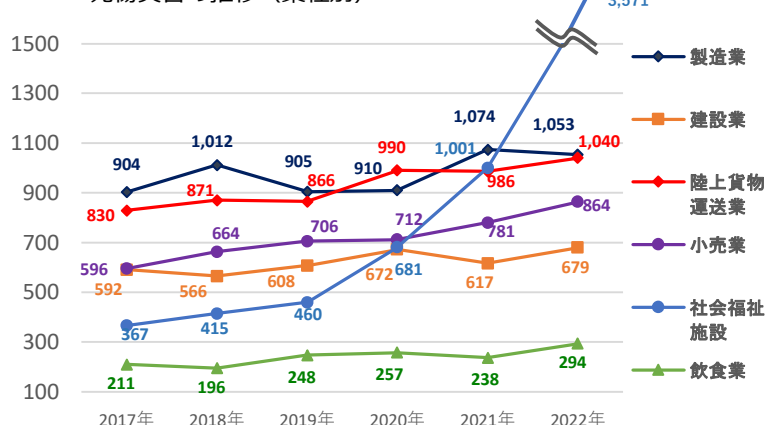
【石綿ばく露の防止】

- 石綿障害予防規則に基づく措置が適切に行われるよう指導を行います。
- 石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告の徹底を図ります。
- 石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への周知を図ります。

死亡災害及び死傷災害の推移（全業種）



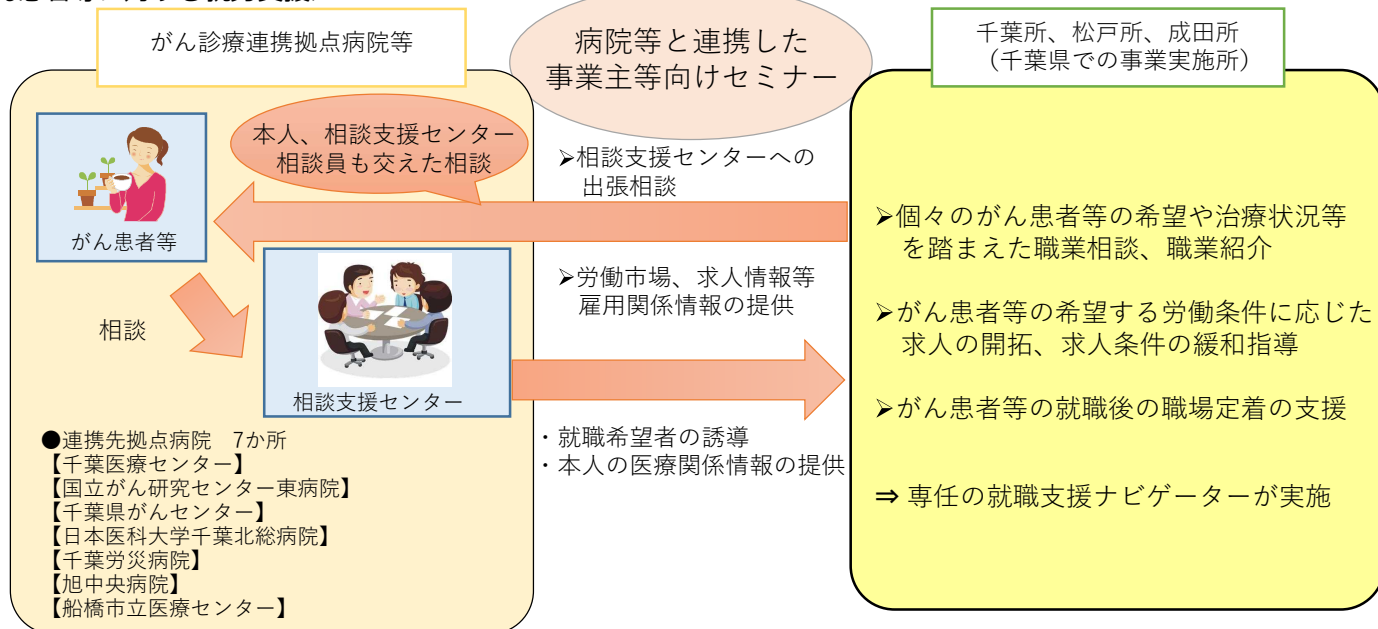
死傷災害の推移（業種別）



治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

- 千葉産業保健総合支援センター（産保センター）と連携して「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を周知します。
 - 労働局に設置する「千葉県地域両立支援推進チーム」で策定した活動5か年計画（令和4年8月策定）に基づきセミナーを開催します。
 - 「千葉県地域両立支援推進チーム」の活動を通して、地域の関係者（千葉県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、産保センター、労災病院等）の連携による、関係施策の横断的な取組を促進します。
 - 主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進します。
- がん患者等に対する就労支援については、拠点となる千葉、松戸、成田の各ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院等との連携の下、相談支援体制の拡充を図ります。

＜がん患者等に対する就労支援＞



ちば「職場の魅力向上・魅力発信」共同宣言 ～「魅力ある職場づくり」による人材確保を目指して～

千葉労働局では、令和5年1月30日に令和4年度第2回「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議（※）」を開催し、「労働者の意識や社会情勢の変化に対応した労働環境の整備を進め、県内企業の職場の更なる魅力向上に取り組む」、「若者をはじめ就職を目指す方々の企業理解を促進する取組、県内企業の情報発信力を高める取組等により、県内企業の職場の魅力を効果的に発信する」といった内容について共同宣言を行いました。



（共同宣言本文はこちらから）

千葉県、千葉市、千葉市長会、千葉県町村会、関東経済作業局、千葉労働局

日本労働組合総連合会千葉県連合会

（一社）千葉県経営者協会、千葉県中小企業団体中央会、（一社）千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、（一社）千葉県経済協議会

千葉県経済同友会、千葉県中小企業家同友会、（株）千葉銀行、千葉信用金庫

千葉県社会保険労務士会、千葉県税理士会、千葉県よろず支援拠点、千葉産業保健総合支援センター、千葉働き方改革推進声援センター

※「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、関係者が連携して取り組むことを目的として設置されたものです。

事業場の人事労務・安全衛生ご担当のみなさまへ

病気でも働き続けてほしい ～働きたい人の気持ちを応援したい～

働き方改革のひとつ

治療と仕事の両立支援

のため、働きやすい環境整備を進めよう。



「治療と仕事の両立支援」の現状とは？

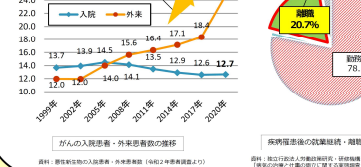
○ 病気＝休職・離職とは限りません

○ 疾病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような支援が重要です

※ 対象疾病：がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他臓器等、反復・継続して治療が必要となる疾病

治療技術の進歩により、外来患者が増加傾向。

未だに疾病を抱える労働者の2割以上が疾病罹患後に離職せざるを得ない。



疾病罹患後の就業継続・離職の状況

就業継続 79.3%

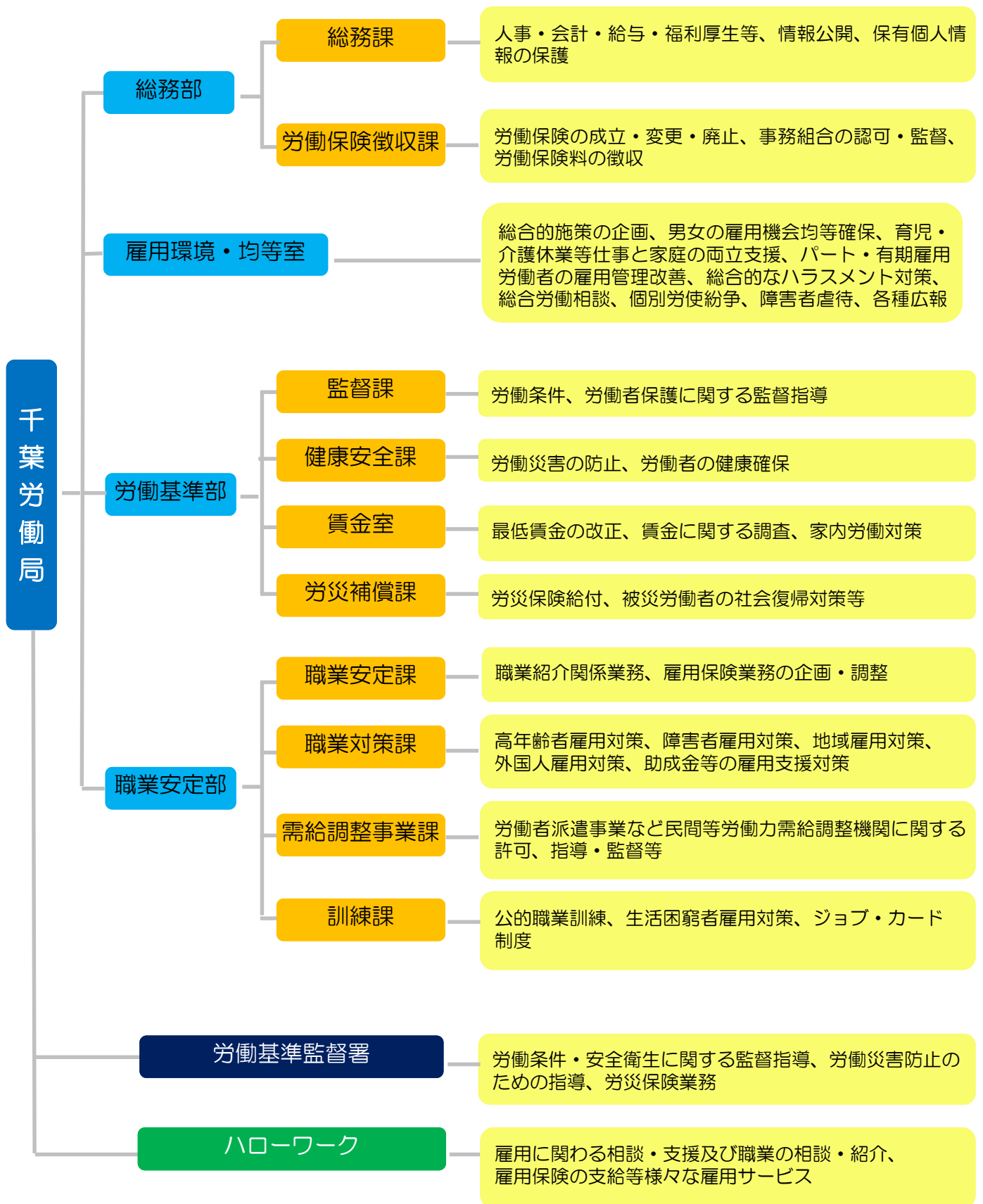
離職 20.7%

※ 就業継続：就業継続、休職中、休職後、退職後、退職後、退職後

※ 離職：退職、退職後、退職後、退職後、退職後、退職後

千葉県地域両立支援推進チーム

千葉労働局の組織と業務



労働関係の事項について相談したいときは（相談先一覧）

総合労働相談窓口

- *解雇、労働条件の変更等を巡る労働者と使用者との紛争等に関するあらゆる相談
- *職場におけるいじめ・嫌がらせ等に関する相談

労働局雇用環境・均等室（1階）
または千葉駅前総合労働相談コーナー、労働基準監督署に設置の各総合労働相談コーナー

労働条件等に関する相談をしたいとき

- *賃金不払い、解雇に関する相談
- *労働時間、休日、年休に関する相談
- *有期特別措置法の認定に関する相談
- *最低賃金に関する相談

管轄の労働基準監督署
管轄の労働基準監督署または労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局賃金室

職場環境等に関する相談をしたいとき

- *職場における危険な作業、衛生環境等、健康管理に関する相談

管轄の労働基準監督署または労働局健康安全課

労災保険に関する相談をしたいとき

- *労災保険の加入に関する相談
- *労災保険給付に関する相談
- *労災年金受給者の年金・介護問題等に関する相談

管轄の労働基準監督署または労働局労働保険徴収課
管轄の労働基準監督署または労働局労災補償課
管轄の労働基準監督署または労働局労災補償課

雇用保険に関する相談をしたいとき

- *雇用保険の加入に関する相談
- *雇用保険の申請や給付に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局労働保険徴収課
管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

就職活動に関する相談をしたいとき

- *求職・求人に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

職業訓練に関する相談をしたいとき

- *職業訓練の受講に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局訓練課

外国人の就労に関する相談をしたいとき

- *外国人労働者の職業相談及び雇用管理に関する相談
- *外国人労働者の労働条件に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局職業対策課
管轄の労働基準監督署または労働局監督課

労働者派遣・民営職業紹介事業に関する相談をしたいとき

- *労働者派遣事業に関する相談
- *有料・無料職業紹介に関する相談

労働局需給調整事業課
労働局需給調整事業課

男女の均等取扱い、パートタイム労働に関する相談をしたいとき

- *男女均等な取扱いに関する相談
- *職場のセクシュアルハラスメントに関する相談
- *妊娠中の働き方・嫌がらせに関する相談
- *パートタイム・有期雇用労働に関する相談

労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）

育児・介護休業、次世代法等に関する相談をしたいとき

- *育児休業、介護休業等、仕事と家庭の両立支援に関する相談
- *育児休業給付・介護休業給付に関する相談

労働局雇用環境・均等室（1階）
管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

どこに相談してよいかわからないとき

労働局雇用環境・均等室（1階）または千葉駅前総合労働相談コーナー、各労働基準監督署に設置の各総合労働相談コーナー

千葉労働局の所在地連絡先一覧

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎		
総務部 (2F)	総務課	043-221-4311
	労働保険徴収課	043-221-4317
雇用環境・均等室	指導部門(1F)	043-221-2307
	企画部門(2F)	043-306-1860
労働基準部 (3F)	監督課	043-221-2304
	健康安全課	043-221-4312
	賃金室	043-221-2328
	労災補償課	043-221-4313
	労災補償課分室(4F)	043-202-2370
職業安定部 (4F)	職業安定課	043-221-4081
	職業対策課	043-221-4391
	需給調整事業課(3F)	043-221-5500
	訓練課	043-221-4087
千葉労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/		



〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	
職業安定課雇用保険電子申請事務センター	043-307-5635
〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5F	
職業対策課分室	043-441-5678

労働基準監督署「労働時間相談・支援コーナー」の所在地連絡先一覧

名 称	所 在 地	電 話
千葉労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	043-308-0671
船橋労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	047-431-0182
柏労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒277-0021 柏市中央町3-2 柏トーセイビル3F	04-7163-0246
銚子労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒288-0041 銚子市中央町8-16	0479-22-8100
木更津労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3F	0438-22-6165
茂原労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551
成田労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒286-0134 成田市東和田553-4	0476-22-5666
東金労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒283-0005 東金市田間65	0475-52-4358

労働局・労働基準監督署「外国人労働者相談コーナー」の所在地連絡先一覧

千葉労働局監督課外国人労働者相談コーナー (英語【火・木】)	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	043-221-2304
船橋労働基準監督署外国人労働者相談コーナー (中国語【月・木】)	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	047-431-0182
柏労働基準監督署外国人労働者相談コーナー (ベトナム語【火・木】・中国語【水・金】)	〒277-0021 柏市中央町3-2 柏トーセイビル3F	04-7163-0246

千葉働き方改革推進支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館7F	電話 (フリーダイヤル) : 0120-17-4864
--	-----------------------------

新卒応援ハローワーク（専門の相談員による大学生等を対象とした支援）

千葉新卒応援ハローワーク	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル1F	043-307-4888
まつど新卒応援ハローワーク	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	047-367-8609
ふなばし新卒応援ハローワーク	船橋市本町1-3-1 フェイスビル9F	047-426-8474

ハローワークプラザ（一般求職者を対象とした職業相談・紹介）

ハローワークプラザちば	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル1F	043-238-8300
ハローワークプラザ柏	柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル3F	04-7166-8609
ハローワークプラザ市原	市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1F	0436-23-6941

マザーズハローワーク（子育てをしながら働きたい方、仕事と家庭を両立させたい方への就労支援）

マザーズハローワークちば	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル1F	043-238-8100
ハローワーク市川 マザーズコーナー	市川市市川南1-1-1 ザ ターワーズ イースト3F	047-323-8609
ハローワーク木更津 マザーズコーナー	木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5F	0438-25-0881
ハローワーク松戸 マザーズコーナー	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	047-367-8609
ハローワーク船橋 マザーズコーナー	船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル4F	047-420-8609
ハローワーク成田 マザーズコーナー	成田市花崎町760 成田市役所2F	0476-20-0567
ハローワーク千葉南 マザーズコーナー	市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1F	0436-26-8186

わかものハローワーク（正規雇用を目指す若者を対象とした支援）

柏わかものハローワーク	柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル3F	04-7166-8611
-------------	--------------------	--------------

千葉県ジョブサポートセンター（千葉県との連携による、求人情報提供、職業相談・紹介及び生活相談）

千葉県ジョブサポートセンター	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル3F	043-245-9420
----------------	---------------------------	--------------

ふるさとハローワーク（各市との連携による、地域住民を対象に求人情報提供及び職業相談・紹介）

千葉市ふるさとハローワークいなげ	千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2F	043-284-0800
東金市地域職業相談室	東金市東岩崎1-3 東金市役所別棟1F	0475-52-1104
流山市地域職業相談室	流山市江戸川台東1-4 新川 J A ビル2F	04-7156-7888
旭市地域職業相談室	旭市ニ2787-1 あさひ市民センター1階	0479-62-5359

佐倉市地域職業相談室	佐倉市宮前3-4-1 ミレニウムセンター佐倉3F	043-483-3180
浦安市ふるさとハローワーク	浦安市入船1-4-1 イオン新浦安店4F 浦安市民プラザ内wave101内	047-381-8609
我孫子市地域職業相談室	我孫子市本町2-4-2 サンビーンズビル6F	04-7165-2786
八千代市地域職業相談室	八千代市大和田新田312-5 八千代市役所1F	047-483-1151
鴨川市ふるさとハローワーク	鴨川市横渚1450 鴨川市役所1F	04-7093-7853
千葉市ふるさとハローワークみどり	千葉市緑区おゆみ野3-15-3 緑区役所3F	043-300-1611
ふるさとハローワークならしの	習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼ビル4F	047-408-0055

ハローワークの常設窓口（各市との連携による、生活保護受給者等を対象とした就労支援）

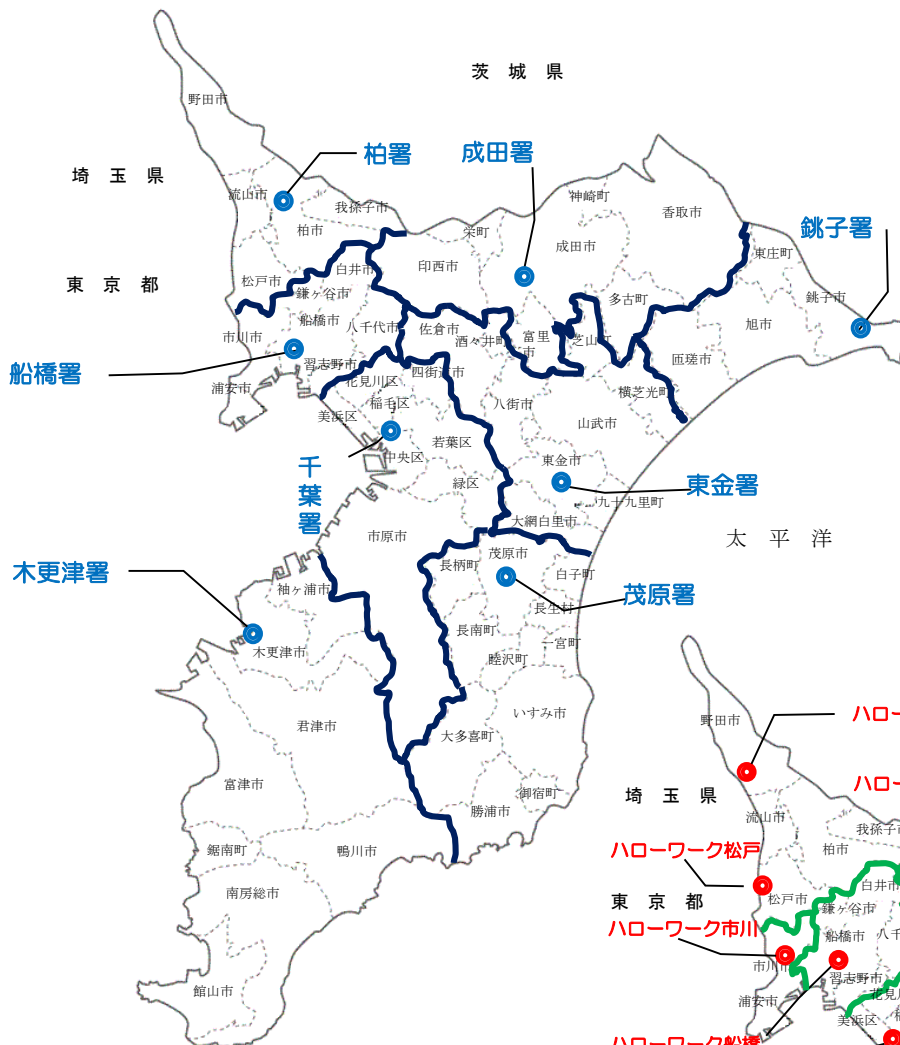
千葉市自立・就労サポートセンター中央	千葉市中央区中央4-5-1 中央保健福祉センター内	043-223-6270
千葉市自立・就労サポートセンター花見川	千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1F	043-275-6633
千葉市自立・就労サポートセンター若葉	千葉市若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター1F	043-233-2337
千葉市自立・就労サポートセンター稲毛	千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2F	043-284-0860
かしわ就労自立サポートセンター	柏市柏5-10-1 柏市役所別館4F	04-7168-3611
ジョイントワーク松戸	松戸市根本387-5 松戸市役所本館3F	047-704-0021
職業相談紹介窓口ふなばし	船橋市湊町2-1-4 船橋市役所分庁舎1F	047-495-5200
就労サポートいちかわ	市川市東大和田1-2-10 市川市役所分庁舎C棟2F	047-700-4555

総合労働相談コーナー

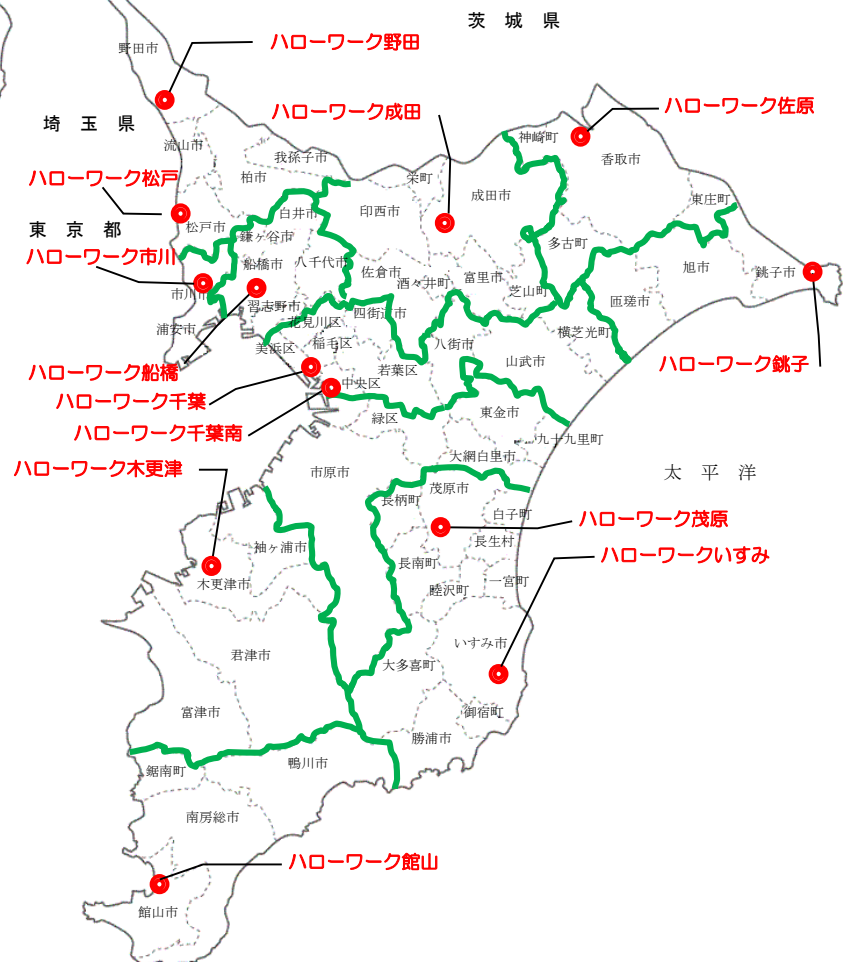
千葉労働局 総合労働相談コーナー	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1F	043-221-2303
千葉駅前 総合労働相談コーナー	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル4F	043-246-4121 0120-250650
千葉労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 千葉労働基準監督署内	043-382-3518
船橋労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	船橋市海神町2-3-13 船橋労働基準監督署内	047-773-9381
柏労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	柏市中央町3-2 柏トーセイビル3F 柏労働基準監督署内	04-7110-7971
銚子労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	銚子市中央町8-16 銚子労働基準監督署内	0479-22-8100
木更津労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎 木更津労働基準監督署内	0438-80-2827
茂原労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	茂原市萩原町3-20-3 茂原労働基準監督署内	0475-22-4551
成田労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	成田市東和田字高崎553-4 成田労働基準監督署内	0476-22-5666
東金労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	東金市田間65 東金労働基準監督署内	0475-52-4358

労働基準監督署・ハローワーク管轄区域

監督署



ハローワーク



労働基準監督署・ハローワークの所在地連絡先一覧

●労働基準監督署一覧

監督署名	所在地	電話	管轄区域
千葉	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	労働条件 043-308-0671 安全衛生 043-308-0672 労災保険 043-308-0673	千葉市、市原市、四街道市
船橋	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	労働条件 047-431-0182 安全衛生 047-431-0196 労災保険 047-431-0183	船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市
柏	〒277-0021 柏市中央町3-2 柏トーセイビル3F	労働条件 04-7163-0246 安全衛生 04-7163-0247 労災保険 04-7163-0248	柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市
銚子	〒288-0041 銚子市中央町8-16	0479-22-8100	銚子市、旭市、匝瑳市、香取郡のうち東庄町
木更津	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3F	労働条件 0438-22-6165 安全衛生 0438-80-2830 労災保険 0438-80-2831	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
茂原	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
成田	〒286-0134 成田市東和田553-4	0476-22-5666	成田市、印西市、富里市、香取市、印旛郡のうち栄町、香取郡のうち神崎町、多古町
東金	〒283-0005 東金市田間65	0475-52-4358	東金市、佐倉市、八街市、山武市、大網白里市、山武郡、印旛郡のうち酒々井町

●ハローワーク一覧

安定所名	所在地	電話	管轄区域
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181	千葉市のうち中央区【千葉南所の管轄区域を除く】、花見川区、美浜区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡のうち横芝光町
市川	〒272-8543 市川市南八幡5-11-21	047-370-8609	市川市、浦安市
銚子	〒288-0041 銚子市中央町8-16	0479-22-7406	銚子市、旭市、匝瑳市
館山	〒294-0047 館山市八幡815-2	0470-22-2236	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
木更津	〒292-0831 木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5F	0438-25-8609	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
佐原	〒287-0002 香取市北1-3-2	0478-55-1132	香取市、香取郡
茂原	〒297-0078 茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1F	0475-25-8609	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
いすみ(出)	〒298-0004 いすみ市大原8000-1	0470-62-3551	いすみ市、勝浦市、夷隅郡
松戸	〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	047-367-8609	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
野田(出)	〒278-0027 野田市みずき2-6-1	04-7124-4181	野田市
船橋	第一 〒273-0011 船橋市湊町2-10-17	047-431-8287	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市
	第二 〒273-0005 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル4F・7F	047-420-8609	
成田	からべ 〒286-0036 成田市加良部3-4-2	0476-27-8609	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛郡、山武郡のうち芝山町
	駅前 〒286-0033 成田市花崎町828-11 スカイタウン成田3F	0476-89-1700	
千葉南	〒260-0842 千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3F・4F	043-300-8609	千葉市のうち中央区（赤井町、今井、今井町、鶴の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗、蘇我町、蘇我、大蔵寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町、宮崎、宮崎町、村田町、若草）、緑区、東金市、市原市、大網白里市、山武郡のうち九十九里町

※ハローワーク船橋及び成田の右側に記載しているのは庁舎名、ハローワークいすみ及び野田は出張所